　保護者配布用　　　　　　　　　　　　　　　　認可外保育施設、一時保育用

償還払いの手引き

認可外保育施設、一時保育等を利用し、償還払いにより施設等利用費の給付を受けるには、請求手続きが必要となります。

〇対象者　：筑紫野市に居住しており、施設等利用給付認定を受けた者

　　　　　　※認定期間を満たしている必要があります。

〇対象経費：利用料。

　　　　　　※日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は対象となりません。

〇給付上限額：月額37,000円（2号認定：3歳児から5歳児）

　　　　　　月額42,000円（3号認定：市町村民税非課税世帯の3歳未満児）

　　　　　※月途中で、市町村間の転出入、認定期間の終了・開始がある場合は給付上限額

を日割り計算します。

〇必要書類：・施設等利用費請求書（償還払い用）

・特定子ども子育て支援提供に係る領収証（原本）

・特定子ども子育て支援提供証明書（原本）

・委任状（施設等利用給付認定保護者の配偶者が給付を受ける場合）

〇提出先：**筑紫野市役所こども政策課** 〒818-8686筑紫野市石崎1-1-1に提出（郵送可）

〇提出期日： 4, 5, 6月利用分を　**7月20日まで**　7,8,9月利用分を**10月20日まで**

10,11,12月利用分を**1月20日まで**　1,2,3月利用分を　**4月20日まで**

**※ただし、上記日付が土日祝の場合は前倒しとなります。**

〇手続きの流れ

1．認可外保育施設等を利用し、施設に利用料を支払います。

2．「特定子ども子育て支援提供に係る領収証」及び「提供証明書」を利用施設から交付を受けてください。

3.「施設等利用費請求書（償還払い用）」を筑紫野市ホームページからダウンロード又は市窓口で受け取り、必要事項を記入してください。

4．必要書類を提出先に提出期日までに提出してください。

5．提出期日の翌月中に振り込みを行います。振込お知らせの通知はありませんので、通帳記帳により確認ください。ただし、提出期日を過ぎる場合は、後日振り込みとなります。